

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、調査対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 退職一時金制度

(1) 退職一時金の制度の有無及びその内容（表1）【集計表第1表、第2表】

制度を採用しているのは、調査産業計では162社（集計178社の91.0%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは29社（制度のある162社の17.9%）、それ以外は138社（同85.2%）となっている。製造業では制度を採用しているのは90社（集計101社の89.1%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは13社（制度のある90社の14.4%）、それ以外は80社（同88.9%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする138社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数（ポイント）に置き換えて算定する方式）」が110社（138社の79.7%）、「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が21社（同15.2%）等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする80社のうち、「点数（ポイント）方式」が65社（80社の81.3%）、「別テーブル方式」が12社（同15.0%）等となっている。

表1 退職一時金制度の有無及び算定基礎

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎（複数回答）					退職一時金制度のない企業（退職年金制度のみ）
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他	
調査産業計	162	29	138	21	110	11	16
製造業	90	13	80	12	65	5	11
前回（平成29年）調査産業計	194	33	163	28	122	16	19
製造業	106	19	87	15	66	7	13

(注1) 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

(注2) 退職一時金の算定基礎について平成27年調査から複数回答方式で調査している。

(2) 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係（表2）【集計表第2表、第3表】

調査産業計では、賃金改定の結果を退職一時金の算定基礎に自動的に反映させるのは41社（退職一時金の支払原資を社内で準備している企業159社の25.8%）で、そのうち改定結果の全部を反映させるのが24社（41社の58.5%）、一部を反映させ

るのが17社（同41.5%）となっている。賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させないのは115社（支払原資を社内で準備している159社の72.3%）で、そのうち算定基礎は賃金改定とは連動しないのが108社（115社の93.9%）となっている。

製造業では、改定結果を算定基礎に自動的に反映させるのは20社（支払原資を社内で準備している89社の22.5%）、必ずしも自動的に反映させないのは67社（同75.3%）となっている。

表2 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係

(社)

産業区分	退職一時金の支払原資を社内で準備している社数	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる	賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない			賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない	反映させるか否かはその時点で判断	算定基礎は賃金改定とは連動しない
			全部を反映	一部を反映	その時点で判断			
調査産業計	159	41	24	17	—	115	7	108
製造業	89	20	13	7	—	67	2	65
前回(平成29年)								
調査産業計	189	51	31	19	—	133	6	123
製造業	103	26	15	10	—	73	2	68

(3) 定年到達までの退職一時金の算定（表3）【集計表第4表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金を固定する制度があるのは、調査産業計では30社（集計158社の19.0%）で、固定する平均年齢は56.9歳、平均勤続年数は29.5年となっている。製造業では18社（集計87社の20.7%）で、平均年齢は56.8歳、平均勤続年数は33.0年となっている。

退職一時金が定年まで増えるのは、調査産業計では128社（集計158社の81.0%）で、内訳は「算定基礎給及び支給率ともに上昇」が20社（128社の15.6%）、「ポイントが増加」が85社（同66.4%）等となっている。製造業では69社（集計87社の79.3%）で、内訳は同様に11社（69社の15.9%）、46社（同66.7%）等となっている。

表3 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金を増加する	算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	その他
調査産業計	158	30	128	20	85	19
製造業	87	18	69	11	46	10
前回(平成29年)						
調査産業計	188	38	150	28	84	22
製造業	101	19	82	16	47	8

(4) 退職一時金受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)(表4)【集計表第5表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)を退職理由別にみると、会社都合では調査産業計、製造業ともに「1年未満」とする企業が最も多く、それぞれ83社(集計157社の52.9%)、49社(同87社の56.3%)となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く、それぞれ79社(同157社の50.3%)、41社(同87社の47.1%)となっている。

表4 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	会社都合(定年を含む)				自己都合			
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
調査産業計	157	83	50	9	15	10	38	27	79
製造業	87	49	31	3	4	6	24	14	41
前回(平成29年)									
調査産業計	185	71	57	14	23	10	46	31	95
製造業	99	42	34	3	5	6	30	14	48

(5) 退職一時金制度の変更状況(表5)【集計表第6表】

最近2年間(平成29年7月～令和元年6月)に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では18社(集計161社の11.2%)となっている。変更内容は「支給率の変更」が5社(18社の27.8%)、「算定方法の変更」が3社(同16.7%)、「算定基礎給の変更」が2社(同11.1%)等となっている。製造業で変更したのは14社(集計89社の15.7%)となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)							変更していない
			算定基礎給の変更	算定方法の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	161	18	2	3	5	1	—	1	7	143
製造業	89	14	2	3	3	—	—	1	6	75
前回(平成29年)										
調査産業計	186	23	3	3	8	2	1	3	7	163
製造業	99	12	1	2	7	1	1	1	3	87

2 退職年金制度

(1) 退職年金制度の有無及びその種類(表6)【集計表第7表、第1表】

調査産業計で制度を採用しているのは168社(集計178社の94.4%)で、「確定給付企業年金(規約型)」86社(制度のある168社の51.2%)、「確定給付企業年金(基金型)」49社(同29.2%)、「確定拠出年金(企業型)」114社(同67.9%)等となっている。

製造業で制度を採用しているのは94社(集計101社の93.1%)で、「確定給付企業年金(規約型)」39社(制度のある94社の41.5%)、「確定給付企業年金(基金型)」33社(同35.1%)、「確定拠出年金(企業型)」65社(同69.1%)等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び採用している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	採用している年金の種類(複数回答)					退職年金制度のない企業 (退職一時金制度のみ)
		確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
調査産業計	168	135	86	49	114	5	10
製造業	94	72	39	33	65	4	7
前回(平成29年)							
調査産業計	201	163	97	66	133	5	12
製造業	112	89	44	45	79	4	7

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や確定拠出年金(個人型)、企業独自の年金等が含まれる。

(2) 退職年金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（平成29年7月～令和元年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では28社（集計168社の16.7%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が17社（同10.1%）、確定拠出年金（企業型）が14社（同8.3%）等となっており、内容は、「予定利率・給付利率の引下げ」が11社（同6.5%）、「制度の新設」が5社（同3.0%）等となっている。製造業で制度を変更したのは14社（集計94社の14.9%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が9社（同9.6%）、確定拠出年金（企業型）が7社（同7.4%）等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)			変更して いない
			確定給付 企業年金	確定拠出年金 (企業型)	その他の年金	
調査産業計	168	28	17	14	1	140
製造業	94	14	9	7	1	80
前回(平成29年)						
調査産業計	202	47	33	27	2	155
製造業	114	29	21	16	2	85

(注) 表6の(注)に同じ。

(3) 年金の掛金（表8）【集計表第9-1表～第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金（規約型）では「点数（ポイント）に単価を乗ずる」が38社（制度のある86社の44.2%）、「算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる」が30社（同34.9%）で、確定給付企業年金（基金型）ではそれぞれ21社（制度のある49社の42.9%）、16社（同32.7%）等となっている。確定拠出年金（企業型）ではそれぞれ42社（制度のある114社の36.8%）、20社（同17.5%）等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金（規約型、基金型）を採用している企業のうち、労働者の掛金負担があるのは、規約型では11社（集計86社の12.8%）、基金型では10社（同49社の20.4%）となっている。確定拠出年金（企業型）を採用している企業でマッチング拠出を導入しているのは54社（同113社の47.8%）となっている。

表8 掛金の算定方式（調査産業計）

(社)

年金の種類	制度のある企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率 (全員同率)を乗ずる	点数 (ポイント)に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に 応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に応じた割合を乗ずる	その他
確定給付企業年金（規約型）	86	6	30	38	—	1	11
確定給付企業年金（基金型）	49	2	16	21	—	3	7
確定拠出年金（企業型）	114	10	20	42	—	—	42
前回（平成29年）							
確定給付企業年金（規約型）	97	5	38	40	3	1	10
確定給付企業年金（基金型）	66	3	17	30	1	4	9
確定拠出年金（企業型）	133	13	22	57	—	—	35

(注) その他には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合等が含まれる。

3 退職金額

(1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第11表、第12表】

平成30年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職12,138千円、会社都合13,002千円、自己都合4,144千円となっている。製造業では定年退職11,422千円、会社都合11,746千円、自己都合3,210千円となっている。

表9 退職事由別平均退職金額

(社、千円)

産業区分・ 年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計	92	12,138	51	13,002	92	4,144
製造業	49	11,422	31	11,746	48	3,210
前回（平成29年度）						
調査産業計	111	18,131	54	19,017	109	4,185
製造業	56	17,067	28	18,741	53	2,945

(注) 金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年21,578千円、満勤勤続22,895千円、高校卒はそれぞれ16,396千円、18,589千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年20,864千円、満勤勤続23,581千円、高校卒はそれぞれ15,396千円、17,966千円となっている。

表 10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男）

（社、千円）

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計				
勤続 35 年	20	21,578	9	16,396
満勤勤続	57	22,895	50	18,589
製造業				
勤続 35 年	11	20,864	5	15,396
満勤勤続	33	23,581	30	17,966
前回（平成 29 年）				
調査産業計				
勤続 35 年	26	22,129	19	12,602
満勤勤続	70	22,490	76	17,922
製造業				
勤続 35 年	13	18,530	11	12,223
満勤勤続	38	21,363	41	16,909

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13-1表、第13-9表、第13-13表】

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいい、退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

定年退職した場合の退職金額は、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）25,111千円、高校卒事務・技術（総合職）23,792千円、高校卒生産21,140千円となっている。製造業はそれぞれ26,873千円、22,297千円、22,698千円となっている。

表11 モデル退職金額（会社都合）

（千円）

職種、学歴、 産業区分	勤続 3 年	勤続 5 年	勤続 10 年	勤続 15 年	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	勤続 35 年	60 歳	定年
事務・技術（総合）										
大学卒	(25 歳)	(27 歳)	(32 歳)	(37 歳)	(42 歳)	(47 歳)	(52 歳)	(57 歳)		
調査産業計	687	1,238	3,128	5,884	9,659	14,269	20,129	24,552	26,864	25,111
製造業	757	1,442	3,548	6,510	10,336	14,858	21,208	26,688	28,963	26,873
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	580	966	2,308	4,217	7,195	11,224	15,372	19,842	24,233	23,792
製造業	669	1,099	2,509	4,667	7,368	11,476	15,530	20,113	23,382	22,297
生産										
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	522	984	2,313	4,313	6,716	10,515	14,018	17,835	19,174	21,140
製造業	552	1,008	2,460	4,447	7,022	11,125	15,165	18,437	20,994	22,698

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は94.7、高校卒生産は84.2となっている。製造業ではそれぞれ83.0、84.5となっている。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の高校卒の水準）

産業区分	定年	
	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	94.7	84.2
製造業	83.0	84.5
前回（平成29年）		
調査産業計	92.0	68.3
製造業	82.5	65.6

(3) モデル退職金額の内訳（退職一時金額及び退職年金現価額）【集計表第14-1表】

定年退職時の大学卒事務・技術（総合職）のモデル退職金額は、調査産業計では26,879千円となっており、その内訳は、退職一時金額が14,927千円、退職年金現価額が11,952千円となっている。製造業では39,888千円となっており、その内訳は、退職一時金額が21,923千円、退職年金現価額が17,965千円となっている。

4 定年制

(1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

調査産業計179社、製造業101社について、回答があった全ての企業で定年制を採用している。定年を「60歳」としているのが、調査産業計では164社（制度のある179社の91.6%）、製造業では93社（同101社の92.1%）、「65歳」がそれぞれ14社（同179社の7.8%）、8社（同101社の7.9%）となっている。

(2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第16表】

調査産業計では制度があるのは90社（集計179社の50.3%）で、うち勤続年数を要件とする企業は73社（制度がある90社の81.1%）、所要年数の平均は14.3年となっている。製造業で制度がある49社（集計101社の48.5%）のうち、勤続年数を要件とする企業は40社（制度がある49社の81.6%）、所要年数の平均は12.5年となっている。

制度の適用開始年齢で最も多いものは調査産業計では「50歳」で36社（制度のある90社の40.0%）、製造業では「45歳」で18社（同49社の36.7%）となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件		制度なし
			要件あり	要件なし	
調査産業計	179	90	73	17	89
製造業	101	49	40	9	52
前回（平成29年）					
調査産業計	206	102	81	21	104
製造業	114	53	42	11	61

(注) 勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では84社（制度のある90社の93.3%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が42社（優遇措置のある84社の50.0%）、定年退職と同等に扱う企業34社（同40.5%）実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が8社（同9.5%）等となっている。製造業では優遇措置があるのは46社（制度のある49社の93.9%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が24社（優遇措置のある46社の52.2%）、定年退職と同様に扱う企業が18社（同39.1%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が3社（同6.5%）等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では10社（制度のある90社の11.1%）、製造業では3社（同49社の6.1%）となっている。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置

(社)

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時 金の優遇 あり	優遇措置 (複数回答)				退職年金 の優遇 あり	その他の 優遇あり
			定年退職 と同等に 扱う	勤続年数 の加算	年齢に応 じた加算	その他		
調査産業計	90	84	34	8	42	20	10	5
製造業	49	46	18	3	24	14	3	5
前回(平成 29 年)								
調査産業計	102	99	43	12	43	25	7	8
製造業	53	52	24	8	23	17	2	5

5 継続雇用制度

(1) 継続雇用制度【集計表第17表、第15表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では176社(定年制のある179社の98.3%)、製造業では99社(同101社の98.0%)となっており、この全てで再雇用制度を採用している。勤務延長制度を採用しているのは調査産業計では3社(176社の1.7%)、製造業では2社(99社の2.0%)となっている。

(2) 再雇用時の雇用・就業形態(表15)【集計表第18表】

再雇用時の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が92社(集計175社の52.6%)、「契約社員」が47社(同26.9%)、「正社員」が13社(同7.4%)、「子会社・関連会社の従業員」が8社(同4.6%)、「パート・アルバイト」が3社(同1.7%)等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が49社(集計98社の50.0%)、「契約社員」が32社(同32.7%)、「正社員」が6社(同6.1%)、「子会社・関連会社の従業員」が4社(同4.1%)等となっている。

表 15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

(社)

産業区分・年	集計社数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	子会社・関連会社の従業員	その他
調査産業計	175	13	47	92	3	8	12
製造業	98	6	32	49	—	4	7
前回(平成29年)							
調査産業計	201	11	47	114	12	7	10
製造業	111	6	28	60	6	3	8

(注)「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

(3) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較 (表16) 【集計表第19表】

再雇用制度を採用している企業について再雇用時と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は136社(集計174社の78.2%)、定年退職時の「80%以上100%未満」が8社(同4.6%)等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が92社(同174社の52.9%)、「50%未満」が48社(同27.6%)等となっている。

製造業では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は82社(集計97社の84.5%)、「80%以上100%未満」が2社(同2.1%)等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が58社(同98社の59.2%)、「50%未満」が25社(同25.5%)等となっている。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	所定労働時間						基本給の時間単価					
	計	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	その他	計	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	その他
調査産業計	174	2	3	8	136	25	174	48	92	5	2	27
製造業	97	1	—	2	82	12	98	25	58	2	1	12
前回(平成29年)												
調査産業計	197	3	5	10	151	28	198	58	107	5	—	28
製造業	108	—	2	4	92	10	109	30	68	1	—	10

(4) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

再雇用制度を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢

到達前の常用労働者の労働条件を比べると、調査産業計では再雇用労働者は定期昇給なしとする企業は144社（集計172社の83.7%）、定年年齢到達前より低い水準が10社（同5.8%）、一時金（賞与）が低い水準が110社（同173社の63.6%）、支給なしが32社（同18.5%）等となっている。

製造業では定期昇給なしとする企業が81社（集計95社の85.3%）、定年年齢到達前より低い水準が4社（同4.2%）、一時金（賞与）が低い水準が68社（同97社の70.1%）、支給なしが12社（同12.4%）等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	定期昇給					一時金（賞与）				
	計	低い水準	同じ水準	その他	昇給なし	計	低い水準	同じ水準	その他	支給なし
調査産業計	172	10	2	16	144	173	110	9	22	32
製造業	95	4	1	9	81	97	68	7	10	12
前回（平成29年）										
調査産業計	199	9	4	18	168	197	124	9	24	40
製造業	109	5	1	9	94	107	72	5	11	19